

4. 機械危険情報の活用

本章では、これまでのまとめとして、作成した残留リスクマップ、残留リスク一覧の活用方法を解説し、さらに機械メーカーにおいて今後も継続してリスクアセスメント、機械危険情報の作成・提供に取り組むためプロセスの例を示しています。ぜひ、今後の取組継続につながるよう、取り組んでみてください。

4.1. 作成した情報の活用

4.1.1. 情報の活用

（１） 機械危険情報のユーザーへの伝達

ユーザーへの伝達方法として以下のようなものが考えられます。機械の用途、特性に応じて、ユーザーに正しく危険情報を伝達し、有効に活用してもらえよう、メーカー、輸入・販売者等として最大限の配慮をしましょう。

＜危険情報のユーザーへの伝達方法例＞

- ・ 既存製品については、残留リスクマップや残留リスク一覧を作成し、ユーザーに配布する。
- ・ 新規製品の場合には、機械の危険情報を取扱説明書に掲載する。
- ・ 機械の設置・据付などの際に、残留リスクマップ、残留リスク一覧の内容を監督者、作業者に直接伝える。
- ・ ユーザーや代理店などを対象とした勉強会を開催して、残留リスクマップ、残留リスク一覧の内容をユーザー等に直接伝える。



ガイドラインで示している残留リスクマップ、残留リスク一覧の例では、文書内に「受領確認」欄を設けています。これは、機械メーカーがユーザーに対して、「機械設備の危険情報をしっかりと提供した」ことの証として残しておくためのものです。

機械設備のユーザー（機械設備を使用して事業を行う事業者）は、労働安全衛生法に基づき、機械、器具その他設備による危険を防止するために必要な措置を講じなければなりません。機械危険情報は、この危険を防止するための措置に必要な物であるため、確実に提供を行い、提供したことを機械ユーザーに認識してもらうようにしましょう。

（２） 取扱説明書の基本情報として活用

（１）のように、機械危険情報はユーザーに伝えなければならない情報であり、その伝達方法の一つとして取扱説明書があります。

そのため、作成した機械危険情報を、この取扱説明書を作成する上での基本情報として活用し、必要な内容を取扱説明書に盛り込んで、ユーザーに伝達することが考えられます。

（３） 機械の設計ルールなどへの反映

機械の危険情報には、特定の機械に固有の項目だけでなく、様々な機械に共通の項目も含まれます。各々の機械メーカー等には機械の設計・製造ルールなどがあると思われますが、機械のリスクアセスメントを行い、残留リスクマップ、残留リスク一覧を作成したら、残留リスクとその対策内容に応じてルールを最新化し、常に安全な機械の設計・製造が行えるよう改訂することが望まれます。

4.1.2.継続的な取組の実施

業務フローへの組み込み

機械危険情報活用の取組みを継続的に実施するには、これらの活動が社内における機械の設計・開発から製造、販売に至るフローに組み込まれ、どのタイミングでどのような活動をすべきかが明確になっている必要があります。このプロセスの実施フロー例を図 6 に示します。

このような形で業務フローに組み込んで実施することが望まれます。

実施確認のタイミングを設定

製品の開発・設計においては、一般的に設計審査（DR：デザインレビュー）などを行うでしょう。機械の能力、性能のみを対象とすることが少なくありませんが、ぜひこの設計審査のタイミングで、リスクアセスメントの実施や機械危険情報の作成などについての確認を行ってください。

多くの関係者が集まる設計審査においては、確認する項目をチェックリストで確認する場合がありますが、そのチェックリストに「リスクアセスメントの実施」や「機械危険情報（残留リスクマップ・残留リスク一覧）の作成」といった項目を設けるなどして確認を行うことで、実施の抜け漏れを防ぎ、実施内容のチェックができ、継続的に意義のある活動が実施できるでしょう。

機械メーカー等向け 機械災害予防セミナー
＜機械危険情報提供ガイドラインの解説＞

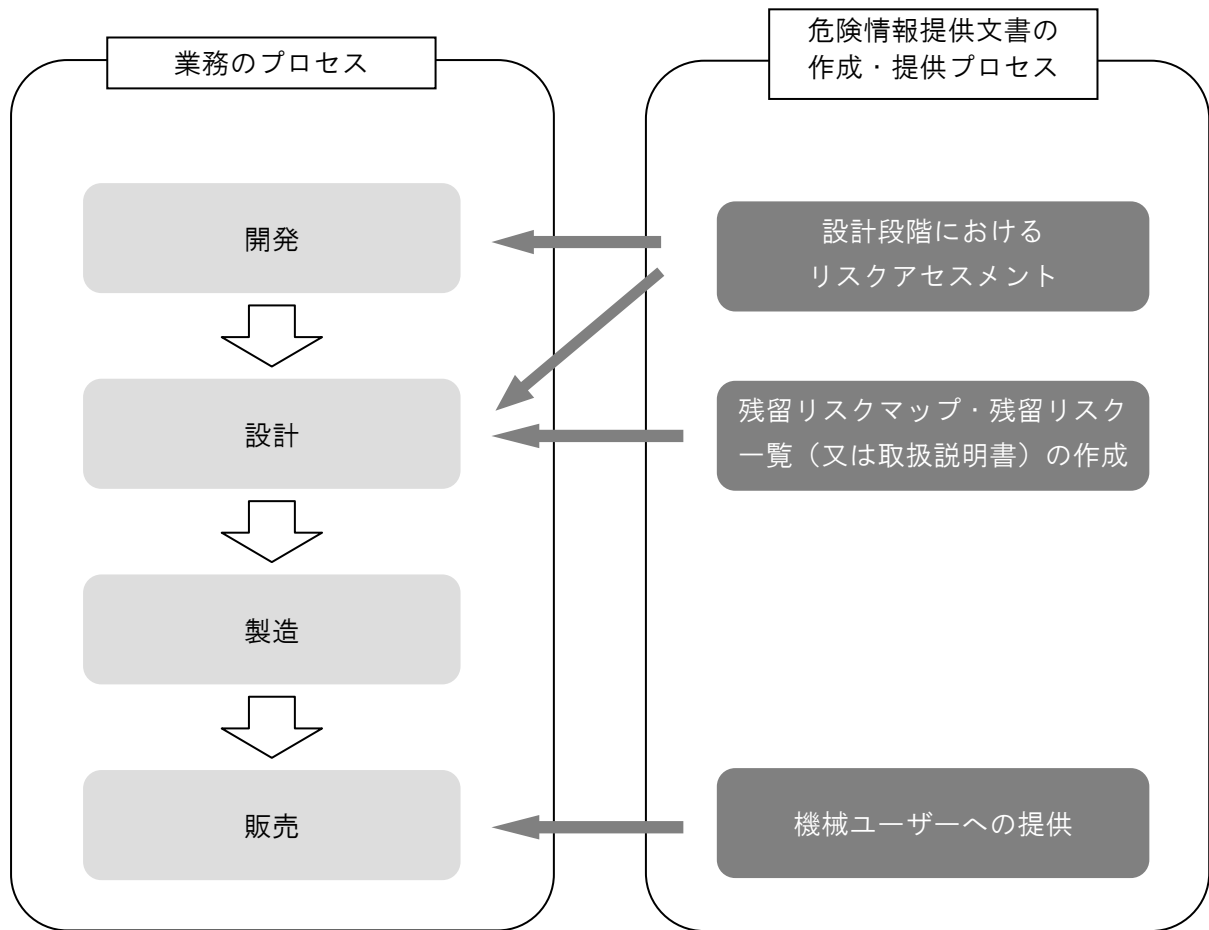


図6 危険情報提供文書の作成・提供プロセスフロー例